その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）	（略）	（略）	（略）
	法第百七十四条において準用する法第九十八条第四項	第七十四条第一項において準用する第二十七条	
	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出		
	存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供		
	2　前項の届書には、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。		
	2　前項の届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。		

金保険法第百六十条の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）	（略）	（略）	（略）
	法第百七十四条において準用する法	第七十四条第一項において準用する第二十七条第一項	
	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出		
	存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供		
	届書には	第七十四条第一項において準用する第二十七条第二項	
	ならない。		
	届出に当たつては		
	ならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。		